第十六条の十　耐空検査員は、法第十条の二第一項の耐空証明を行つたとき、又は法第十七条第二項の検査を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書及び検査記録書を作成し、遅滞なく国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、検査記録書の提出にあつては、国土交通大臣の要求があつた場合に限るものとする。

一　（略）

二　検査記録書

イ　（略）

ロ　法第十七条第二項の検査を行つたとき

（一）～（三）　（略）

2・3　（略）

（試験飛行等の許可）

第十六条の十四　法第十一条第一項ただし書（同条第三項、法第十七条第三項及び法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　法第十七条第三項又は法第十九条第三項において準用する法第十一条第一項ただし書の許可を受けようとする者にあつては、当該許可に係る修理、改造又は整備の内容

八　（略）

第十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定にかかわらず、その型式の設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により型式証明その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機については、設計、製造過程又は現状について検査の一部を行わないことができる。

第二十二条の二　法第十三条第四項の国土交通省令で定める変更は、次に掲げる変更に該当しないものとする。

一・二　（略）

2　前項の規定にかかわらず、法第十三条の五第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十三条第四項の変更に含まれないものとする。

第二十三条の二　（略）

2　（略）

3　前二項の規定にかかわらず、その追加型式設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により承認その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機については、設計、製造過程又は現状について検査の一部を行わないことができる。

第二十三条の七　法第十三条の二第四項の国土交通省令で定める変更は、第二十二条の二第一項各号に掲げる設計の変更に該当しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、法第十三条の五第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十三条の二第四項の変更に含まれないものとする。

（航空機の整備及び改造に関する情報）

第二十三条の九　法第十三条の三の国土交通省令で定める技術上の情報は、整備及び改造の箇所、時期及び実施の方法とする。

第十六条の十　耐空検査員は、法第十条の二第一項の耐空証明を行つたとき、又は法第十六条第二項の検査を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書及び検査記録書を作成し、遅滞なく国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、検査記録書の提出にあつては、国土交通大臣の要求があつた場合に限るものとする。

一　（略）

二　検査記録書

イ　（略）

ロ　法第十六条第二項の検査を行つたとき

（一）～（三）　（略）

2・3　（略）

（試験飛行等の許可）

第十六条の十四　法第十一条第一項ただし書（同条第三項、法第十六条第三項及び法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　法第十六条第三項又は法第十九条第三項において準用する法第十一条第一項ただし書の許可を受けようとする者にあつては、当該許可に係る修理、改造又は整備の内容

八　（略）

第十八条　（略）

2　（略）

（新設）

第二十二条の二　法第十三条第四項の国土交通省令で定める変更は、第六条の表に掲げる設計の変更の区分のうちの小変更であつて、次に掲げる変更に該当しないものとする。

一・二　（略）

2　前項の規定にかかわらず、法第十三条の三第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十三条第四項の変更に含まれないものとする。

第二十三条の二　（略）

2　（略）

（新設）

第二十三条の七　法第十三条の二第四項の国土交通省令で定める変更は、第六条の表に掲げる設計の変更の区分のうちの小変更であつて、第二十二条の二第一項各号に掲げる設計の変更に該当しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、法第十三条の三第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十三条の二第四項の変更に含まれないものとする。

（新設）